|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請　求　債　権　目　録     |  | | --- | | ここの部分には，債務名義を特定する事項を記載する（債務名義の種類に応じて，後記の例文にならって記載してください。）。 |   記  １　元　本　　　　金　　　　　　　　　　円  （注）残金又は内金請求の場合は次の文言を付加する。 　　ただし，元本金○○○○円の残金 　　ただし，元本金○○○○円の内金  ２　利　息　　　　金　　　　　　　　　　円  　ただし，上記１に対する令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○日まで年○パーセントの割合による金員  ３　損害金　　　　金　　　　　　　　　　円  　ただし，上記１に対する令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで年○パーセントの割合による金員(注）下線部は申立日までで計算する。  （注）期限の利益を喪失している旨の文言が必要な場合の記載例  ・債務者は，令和○○年○○月○○日に支払うべき金員の支払を怠ったので，同日の経過により期限の利益を失った。  ・債務者は，令和○○年○○月○○日と令和○○年○○月○○日に支払うべき分割金の支払を怠り，その額が○万円以上（又は，「その遅滞が２回分以上」）に達したので，令和○○年○○月○○日の経過により期限の利益を失った。  ４　執行費用　　　金　　　　　　　　　　円  （内訳）  　本命令申立手数料　　　　　　　　　　金　４０００円  　本命令送達費用及び同通知費用等　　　金　○○○○円  　本命令申立書作成及び提出費用 　　　 金　１０００円  　 （注）上の内訳は一般的なものを例として記載している。  　　合　計　　　　金　　　　　　　　　　円　（注）１から４の合計  請　求　債　権　目　録   |  | | --- | |  |   記  元　本　　　　金　　　　　　　　　　円  　　執行費用　　　金　　　　　　　　　　円  （内訳）  　本命令申立手数料　　　　　　　　　　金　　　　　円  　本命令送達費用及び同通知費用等　　　金　　　　　円  　本命令申立書作成及び提出費用 　　　 金　　　　　円  　　合　計　　　　金　　　　　　　　　　円  （例　文）  　  １　（調書）判決正本に基づく場合  　○○地方裁判所令和○○年（　）第○○○○号○○請求事件の執行力のある（調書）判決正本に表示された下記債権及び執行費用  　  ２　仮執行宣言付支払督促正本に基づく場合  　○○簡易裁判所令和○○年（ロ）第○○○○号事件の仮執行宣言付支払督促正本に表示された下記債権及び執行費用  　  ３　公正証書正本に基づく場合  　○○法務局所属公証人○○○○作成の令和○○年第○○○○号債務承認及びその履行に関する契約の執行力のある公正証書正本に表示された下記債権及び執行費用  （注）下線部分は，公正証書の冒頭に記載された契約名を記載する。  　  ４　仮執行宣言付少額訴訟（調書）判決正本に基づく場合  　○○簡易裁判所令和○○年（少コ）第○○○○号○○請求事件の仮執行宣言付少額訴訟（調書）判決正本に表示された下記債権及び執行費用  　  ５　和解（調停・認諾）調書正本に基づく場合  　○○地方裁判所令和○○年（　）第○○○○号○○請求事件の執行力のある和解（調停・認諾）調書正本に表示された下記債権及び執行費用  　  ６　家事調停調書正本に基づく場合  　○○家庭裁判所令和○○年（家イ）第○○○○号○○事件の（執行力のある）調停調書正本に表示された下記債権及び執行費用  （注）家事事件手続法別表第二に掲げる事項（養育費・扶養料・財産分与など）については，「執行力のある」の文言は不要  （注）養育費の場合は，請求債権目録の「元本」のただし書きは，以下のとおり  ただし，令和○○年○○月分から令和○○年○○月分までの養育費の合計  ７　家事審判正本に基づく場合  　○○家庭裁判所令和○○年（家）第○○○○号○○事件の審判正本に表示された下記債権及び執行費用  **（注）利 息 ・ 損 害 金 の 計 算 に つ い て**  　利息・損害金の確定額の計算については，従来から次のとおり取り扱っています。  １　年利で定められている場合  (1)　１年を超える期間がある場合は，通算日数ではなく「年数と１年未満の日数（何年と何日）」を対象にして計算する。  (2)　１年未満の期間の計算をする場合は， うるう年にかかる分については，分母を３６６日とし， 平年にかかる分については，分母を３６５日として， 分けて計算する。  (3)　「１年に満たない期間については，１年を３６５日として日割計算を行う」旨，判決正本等の債務名義に記載がある場合（強制執行）や，不動産登記がされている場合（担保権実行）は，１年未満の期間の分母を３６５日として計算する。  (4)　「年３６５日の日割計算をする」旨，判決正本等の債務名義に記載がある場合（強制執行）や，不動産登記がされている場合（担保権実行）は，分母を３６５日，分子を通算日数として計算する。  ２　月利で定められている場合 　上記１に準じて計算してください。 |
|  |